

綱取ダム維持修繕（公園緑地等）業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、綱取ダム貯水池周辺の維持修繕（公園緑地等）業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に記載されていない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書」（令和6年4月1日以降）によるものとする。

第2条 業務内容

1 本業務は綱取ダム管理敷地内の維持修繕を目的とし、実施内容は、次のとおりとする。

(1) 除草は下表のとおりとし、刈り取った草は監督職員が指示する場所へ運搬すること。

実施内容	実施時期
大葛公園1回目	7月上旬までに実施すること
発電所1回目	〃
発電所対岸	〃
大葛公園2回目	9月～10月上旬までに実施すること
発電所2回目	〃

(2) 側溝清掃は、現地状況を監督職員が確認し、必要と判断した場合に実施するものとする。

(3) 樹木せん定は、監督職員が指示する樹木について実施するものとする。

(4) 豪雪、豪雨、その他の災害等の発生に伴い、応急作業の必要が生じた場合は、監督職員の指示により応急作業を実施するものとする。

2 本業務は、契約日から令和8年3月31日までの間、前年度の業務委託と委託期間が重複しており、当該期間において対象とする業務は、次のとおりとする。

(1) 豪雪、豪雨、その他の災害等の不測業務で監督職員が指示するもの。

(2) 綱取ダム管理事務所長が必要と認めた業務で監督職員が指示するもの。

第3条 施工管理

施工管理は、出来高管理図及び写真管理とし、土木工事共通仕様書に準じて実施すること。

第4条 安全管理

1 主任技術者は、作業中の安全に関する巡視、点検、連絡調整等、現場内全般の監視、連絡を行い、安全確保に努めること。

2 受託者は施工箇所を事前に調査し、特に斜面については地形の状況、風雨等による地面の状態を十分に把握し、事故を未然に防止するよう努めること。

3 草刈機を使用する場合は、特に構造物の周辺、転石、地形に注意し事故防止に努めること。

第5条 その他

その他、疑義が生じたときは、監督職員と協議のうえ決定する。